



〈宿泊事業者用マニュアル〉

実施期間：令和4年**10月11日**（火）～令和4年**12月20日**（火）まで

※宿泊のみ令和4年12月21日（水）チェックアウト分まで

※事業予算に達した際は終了とします。

※新型コロナウイルス感染症の再拡大等、
感染状況によって実施期間を変更または中止する場合があります

日本中から大阪いらっしやいキャンペーン2022事務局

コールセンターTEL：06-7175-7435

受付時間：10時～19時（土日祝も受付）

専用ホームページ：<https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/2022zenkoku/jigyousya/>

1.事業概要	P2
(1) 概要説明	P3
(2) 参画要件・事業者責務	P4
(3) 事業全体図	
2.全国旅行支援 統一ルール	
(1) 統一ルール概要	P5～6
(2) 補助金の内訳と販売補助額の算出方法	P7～9
(3) 補助の対象となる宿泊（利用）プラン	P10～15
(4) 不正利用の禁止・その他注意事項	P16～17
(5) 事業停止中の都道府県から出発する旅行の取扱いについて	P18
(6) 日ごとの最低宿泊代金・地域クーポン付与額	P19～20
3.業務フロー	
(1) スターターキット（事務局からの案内物）	P21

**当項目については、
管理画面よりマニュアルをダウンロードし
ご確認ください。**

・地域クーポン（おおさかPAY）・本人確認フロー等については、「別冊マニュアル」に記載いたしております

1.事業概要

(1) 概要説明

事業名称	日本中から大阪いらっしやいキャンペーン2022
事業目的	全国から大阪府域へ来訪・周遊する旅行者の観光消費の喚起、並びに旅行機運の醸成を図ることで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける大阪府内等の観光関連事業者への支援とする
実施期間	● 令和4年10月11日（火）～令和4年12月20日（火）宿泊（利用）分（宿泊のみ令和4年12月21日（水）チェックアウト分）までを対象とする。 ・ 事業予算額に達した際は終了とする ・ 新型コロナウイルス感染症の再拡大等、感染状況によって実施期間を変更又は中止する場合がある
対象者	①日本国内に居住する旅行者 ②ワクチン接種歴（3回以上）又はPCR検査等で陰性が確認できた方
割引内容	①宿泊（利用）代金の割引 ● 代金総額（税込）の 40% （上限 5,000円 <1人1泊（回）あたり>） ・ 宿泊プラン : 上限5,000円 ・ 日帰りプラン : 上限5,000円 ・ 宿泊を伴う交通付旅行商品 : 上限8,000円（※） ※宿泊施設に準ずる施設（夜行フェリー、寝台列車等）が提供する宿泊を伴う交通付旅行商品 （事務局が設定する判断基準を満たす運送サービスが一体として提供されるもの） ②地域クーポン（おおさかPAY）の付与 ● 1人1泊（回）の宿泊・旅行につき最大 3,000円 分のクーポンを付与 ・ 平日: 3,000円 ・ 休日: 1,000円 ※宿泊施設への直接予約及びOTA通じての予約分については、チェックイン時にクーポンを配付 ※平日休日の定義はP6に記載
おおさかPAYとは	regionPAY(※)のアプリを活用し、加盟店舗でのみ利用可能な決済ポイント ※各自治体の消費活動に寄与できる独自ポイントを付与・使用するために開発された決済アプリ
適用条件	● 最低宿泊（利用）代金（税込） : 平日:5,000円 休日:2,000円 ※平日休日の定義はP6に記載 ● 利用回数 : 制限なし ● 宿泊制限 : 一度の旅行につき7泊まで

1.事業概要

(2) 参画要件・事業者責務

本キャンペーンへの参画要件

「日本中から大阪いらっしやいキャンペーン2022 宿泊事業者向け募集要項兼利用規約」の「4. 本キャンペーンへの参画要件」に記載のとおり。補足については、下記のとおり。

(1) については要項のとおり。

(2) 「宿泊施設に準ずる施設」のステッカーの対象については、大阪府が設置している、



「感染防止認証ゴールドステッカー等コールセンター」へ確認すること。

電話番号：06-6131-6280

運用時間：平日9時30分から17時30分

(3) ～ (8) については要項のとおり。

宿泊事業者の責務

「日本中から大阪いらっしやいキャンペーン2022 宿泊事業者向け募集要項兼利用規約」の「7. 宿泊事業者の責務」に記載のとおり。補足等については、下記のとおり。

(1) ～ (4) は、要項のとおり。

(5) ワクチン接種歴等については、別冊マニュアルP16による方法により確認すること。

(6) は、要項のとおり。

(7) 実績報告については15日締め及び月末締めにて、本マニュアルP22～P29に従い、事務局に報告すること。

(8) ～ (13) は、要項のとおり。

(14) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。

※内閣官房 業種別ガイドライン一覧は、下記を参照ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20220819>

(15) ～ (21) は、要項のとおり。

(22) 前各項に定める責務を果たさない場合は、参画事業者からの登録を取消す場合があるため、必ず遵守をお願いします。

1.事業概要

(3) 事業全体図

①利用者が対象プランを予約



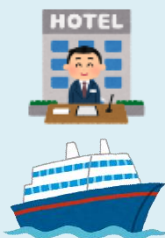
- ・日本国内に居住する旅行者
- ・ワクチン接種歴(3回以上)又はPCR検査等で陰性確認済

宿泊施設、旅行会社経由、OTA経由の
3つの方法でキャンペーンを利用

②予約方法 (対象プランを申込み)

宿泊施設 (P3,P15参照)

- 宿泊施設
(例) 旅館、ホテル、民泊等
- 宿泊施設に準ずる施設
(例) 夜行フェリー、クルーズ船、寝台列車等



旅行会社



OTA



いずれかのプランを申込み

- ・宿泊プラン
- ・日帰りプラン (※)

※客室の時間貸しと昼食を組み合わせる等した
複合手配のプランは対象

いずれかのプランを申込み

- ・宿泊プラン
- ・日帰りプラン
- ・宿泊+交通付きプラン

③キャンペーン概要

対象要件の確認

別冊マニュアル (P15~16参照)

利用者全員に以下の内容を確認

- 本人確認及び居住地確認 (旅行当日)
- ワクチン接種済証又は陰性結果の確認
※旅行当日までに有効な検査結果

宿泊・旅行割引 (P5参照)

- 宿泊・宿泊代金総額の40%を割引 (最大5,000円)
- 宿泊+交通付きプランを利用時には最大8,000円にUP

クーポン付与 (P5参照)



- 1泊/回の宿泊・旅行に付き最大3,000円分のクーポン
- 平日：3,000円 休日：1,000円

クーポン利用店舗を案内

④クーポン利用

観光関連事業者

(飲食・小売・観光施設・交通事業者等)



⑤実績報告 (P22~P29参照)

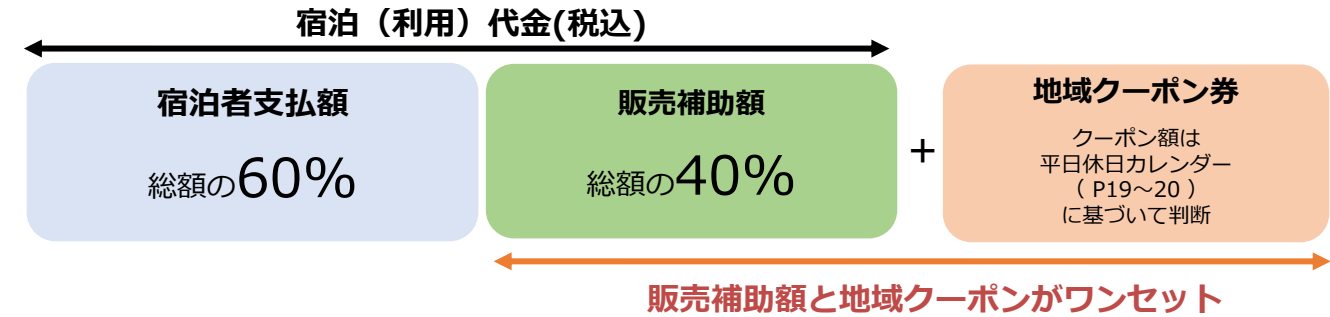
報告書

日本中から大阪いらっしやい キャンペーン2022事務局

- 利用者全員の分実績を提出期限まで報告 (月2回)
- 事務局での審査を経て、実績に応じ支払い

2.全国旅行支援 統一ルール
(1) 統一ルール概要

1. 割引額について



旅行種別	①販売補助額	②地域クーポン (おおさかPAY)	③最低宿泊(利用)代金 (税込)
宿泊プラン	税込総額※ 1 の 40%	平日 3,000円	平日 5,000円
日帰りプラン (デユース)	上限5,000円※ 2 1人1泊 (回) /日 あたり	休日 1,000円	休日 2,000円

- ※ 1 : 税金には消費税、入湯税、宿泊税を含む。
- : 販売元 (OTA含む) が提供するポイントサービスや、株主優待券、企業の福利厚生割引券や本キャンペーン以外の国または地方自治体及び互助組合等の補助金など、各種割引の利用が予め確認できる場合、その割引適用後の代金
- ※ 2 夜行フェリー・クルーズ船・寝台列車等が提供する宿泊を伴う交通付きプランは上限8,000円 (事務局の判断基準を満たす運送サービスが一体として提供される場合)

①販売補助額

- ・ 割引額は、総額の40%に相当する額か、上記上限額のいずれか低い方となります
- ※計算方法の詳細はP7をご参照ください

②地域クーポン (おおさかPAY)

- ・ 本キャンペーンに参画する大阪府内のクーポン加盟店舗、もしくは夜行フェリー・クルーズ船・寝台列車等内のクーポン加盟店舗でのみ利用可能なキャッシュレスポイント
- ※地域クーポンの詳細は別冊マニュアルP2~4をご参照ください
- ※平日と休日の定義についてはP6をご参照ください。

- 有効期限
- ・ 日帰りプランの場合は、旅行開始日から 1 週間又は本キャンペーン期間最終日翌日のいずれか早い日まで有効
- ・ 宿泊プラン場合は、チェックイン(搭乗)日から 1 週間又は本キャンペーン期間最終日翌日のいずれか早い日まで有効

③最低宿泊 (利用) 宿泊代金

- ・ 最低宿泊 (利用) 代金未満のプランは補助の対象外です。
- ・ 本事業では地域クーポンが定額付与されるため、廉価なプランは補助金を受けることにより旅行者の実質負担額が 0 円以下となる可能性があるため、最低宿泊代金が設定されています。
- ※計算方法の詳細はP8,9をご参照ください

※「販売補助額+地域クーポン額」 < 「宿泊 (利用) 支払い額

2.全国旅行支援 統一ルール

(1) 統一ルール概要

2. 既存予約の取扱い・予約期間・平日、休日の取扱い

① 既存予約の取扱いについて

すでに予約されている旅行は、次の〈既存予約を補助の対象とするための条件〉をすべて満たしたうえで、**補助の対象**とすることが可能です。

〈既存予約を補助の対象とするための条件〉※これらの手続きを事業開始後に完了することが必要です。

- ・旅行者に対して「補助の対象にする」旨の**承諾を得る**
- ・旅行者が本事業（居住地確認、ワクチン接種歴確認等）を**利用するかを確認する**
- ・旅行者の支払済み代金から**40%相当額を返金**する
- ・地域クーポン（おおさかPAY）**付与の準備**をする
（旅行事業者（OTAを除く）の予約については旅行事業者、
宿泊事業者・OTA等の予約については宿泊事業者が発行・配付します）

次のような合理的な理由があり「実務上対応ができない旅行」は、補助の**対象としない**こともできます。

- ・事業開始までの期間が短く、事業者（旅行・宿泊）の社内システム等の関係で**条件を満たせない場合**
- ・事業者毎に定める期限までに、旅行者事由により旅行者へ本事業を利用するかどうかの**確認ができない場合**（連絡をしてもつながらない等）
- ・旅行者の出発前までに、地域クーポン付与の対応等が行えない場合
- ・その他、合理的な理由において**対応が行えない場合**

② 補助対象商品の予約期間について

事業期間内等であっても新規予約の受付を停止することがあります。
予算執行上の理由で新規予約が停止された場合においては、すでに予約済の宿泊（利用）商品への補助は可能です。

③ 平日と休日の取扱いについて

本事業における平日と休日の定義は次のとおりです。（※各日のカレンダーはP19～20を参照）
○ 宿泊プランについては、宿泊日とその翌日がともに休日（土曜・日曜・祝日）
 の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。
○ 日帰りプランについては、土曜・日曜・祝日を「休日」として扱い、それ以外を
 「平日」として扱います。

	金	土	日	月	火	水(祝)	木	金(祝)	土
宿泊プラン	平日	休日	平日	平日	平日	平日	平日	休日	休日
日帰りプラン	平日	休日	休日	平日	平日	休日	平日	休日	休日

2.全国旅行支援 統一ルール

(2) 補助金の内訳と販売補助額の算出方法

1. 販売補助額算出手順

合計宿泊（利用）代金は次のように **1:ひとつの旅行として申し込まれた旅行者全員の合計宿泊（利用）代金での記入**または **2:旅行者個別の合計宿泊（利用）代金での記入**が可能です。
※販売補助金の算出方については、旅行者へ周知のうえで販売ください。

①旅行者全員の合計宿泊（利用）代金

- 全員の合計宿泊代金：100,000円 2泊3日の宿泊旅行 大人2名、子ども1名参加

- (ア) 参加者全員の**合計宿泊代金に対して**40%を乗じて販売補助額とします。
(イ) 商品種別ごとの1人1泊あたりの上限額を、泊数と人数で乗じて当該旅行の**上限を算出**します。日帰り（ディユース）の場合は参加人数のみを乗じます。
(ウ) アとイを比べ、上限を超えている場合は上限額までが実際の販売補助額となります

(ア) 宿泊代金総額（40%）

合計宿泊代金… 100,000円

販売補助率 … 40%

$100,000円 \times 40\%$
=40,000円

(イ) 上限額（上限×泊数×人数）

販売補助額上限 … 5,000円

泊数…2泊 人数…3名

(ウ) 上限 **チェック**
>

適用

$5,000円 \times 2泊 \times 3人$
= 30,000円

②旅行者個別の合計宿泊（利用）代金

- 全員の合計宿泊（利用）代金：100,000円 2泊3日の宿泊旅行 大人2名、子ども1名参加

《内訳》

(ア) 大人A

- 合計宿泊代金：40,000円/ 2泊3日の宿泊旅行/大人1名参加
- 販売補助額： 宿泊代金の40% 16,000円 > 上限5,000円×2泊 = 10,000円

(イ) 大人B

- 合計宿泊代金：40,000円/ 2泊3日の宿泊旅行/大人1名参加
- 販売補助額： 宿泊代金の40% 16,000円 > 上限5,000円×2泊 = 10,000円

(ウ) 子どもC

- 合計宿泊代金：20,000円/ 2泊3日の宿泊旅行/子ども1名参加
- 販売補助額 宿泊代金の40% 8,000円 < 上限5,000円×2泊 = 10,000円

⇒10,000円+10,000円+8,000円を足し上げた**28,000円**が販売補助額として適用。

②のように旅行者個別の合計宿泊代金から販売補助額を算出した場合は、①の**旅行者全員の合計宿泊代金**と比較し、この例においては**2,000円販売補助額が低くなる点**に留意ください。

2.全国旅行支援 統一ルール
(2) 補助金の内訳と販売補助額の算出方法

2. 連泊制限を超えた旅行の取扱い、
最低宿泊（利用）代金の確認手順

① 連泊制限を超えた旅行の取扱い

・補助の対象となる宿泊日数は「同一施設での連泊」「複数の施設を利用した連泊」「複数の都道府県をまたがる連泊」等を問わず、7泊までです。申請にあたり、旅行の日程等が分かれていても、実質的な旅行内容を精査し、連泊とみなすことがあります。

● 1回の予約または申込で7泊を超える場合は、「初泊から7泊分の合計宿泊代金を申請」

【7泊を超える宿泊商品／1人 宿泊代金130,000円/9泊10日

	1泊目	2泊目	3泊目	4泊目	5泊目	6泊目	7泊目	8泊目	9泊目	帰着日
合計 宿泊代金	2万円	1万円	1万円	1万円	8千円	7千円	5千円	2万円	4万円	-

本事業においては対象外（日程外）とみなします

《手順》

- ① 1泊目～7泊目の連続した宿泊料金を足します = 合計宿泊代金70,000円
② ①に40%を乗じます。 70,000円 × 40% = **28,000円**
宿泊割引額 28,000円 < 上限額 5,000円 × 7泊 35,000円

※初泊から7日分の合計宿泊代金が販売補助金額算出基準となります。例えば高額な宿泊のみ（1,2,3,4,5,6,8泊目）を合計した場合の85,000円を算出根拠額とはできません。
※1泊目～7泊目に含まれる物品やサービスのみが対象となります。

②最低宿泊（利用）代金の確認手順

当該日程において最低宿泊（利用）代金を下回っていないかを確認の上、販売ください。他の割引クーポン等を利用した場合においても、割引後の宿泊代金が最低代金を下回る場合は対象外となります。

平日	宿泊（利用）代金	補助率	クーポン
	5,000円以上	40%	3,000円
	5,000円未満	補助なし	配付無し

休日	宿泊（利用）代金	補助率	クーポン
	2,000円以上	40%	1,000円
	2,000円未満	補助なし	配付無し

2.全国旅行支援 統一ルール
(2) 補助金の内訳と販売補助額の算出方法

3. 最低宿泊（利用）代金の確認手順

① 最低宿泊（利用）代金の確認手順

【例】 無料の乳幼児が参加する場合（人数割により下限額が変動する）

子供や幼児も1名としてカウント可能です。ただし、旅行者全員の合計宿泊代金から計算する場合は、次の例のように大人料金だけで算出すると基準以上でも、宿泊代金の異なる乳幼児を人数に加えることにより最低宿泊（利用）代金を下回る場合があります。

【例】無料の乳幼児が参加する場合

<平日の場合>



〈大人（9,000円）2名+ 無料の乳幼児で宿泊の場合〉

1泊9,000円×2名（大人）+0円（無料乳幼児） = 18,000円

18,000円÷3名（総宿泊人数） = 6,000円

⇒ 合計宿泊代金が最低宿泊代金以上のため補助の対象となる



〈大人（7,000円）2名 + 無料の乳幼児で宿泊の場合〉

1泊7,000円×2名（大人）+0円（無料乳幼児） = 14,000円

14,000円÷3名（総宿泊人数） = 4,666円

⇒ 合計宿泊代金が最低宿泊代金未満のため補助の対象外となる



〈無料の乳幼児をカウントしない場合〉

14,000円÷2名（総宿泊人数） = 7,000円

⇒ 合計宿泊代金が最低宿泊代金以上のため補助の対象となる

【例】 複数の日程で宿泊する場合

合計宿泊代金：12,000円/平日2泊+休日1泊の宿泊旅行に1名参加の場合

(平日宿泊数 × 5,000円 + 休日数 × 2,000円) × 宿泊人数

(2日 × 5,000円) + (1日 × 2,000円) × 1名 = 最低宿泊代金 12,000円

合計宿泊代金 12,000円 = 最低宿泊代金 12,000円

⇒合計宿泊代金が最低宿泊代金以上のため、当該宿泊商品は補助の対象です。
各日の宿泊だけを見ると最低宿泊代金を下回りますが、合計宿泊代金と最低宿泊代金とで比較するため問題ありません。

合計宿泊代金

12,000円



ここで比較

最低宿泊代金

5,000円

5,000円

2,000円

平日

平日

休日

各日の宿泊代金

4,000円

4,000円

4,000円

各日の按分額が下回っていても問題ありません

2.全国旅行支援 統一ルール

(3) 補助の対象となる宿泊（利用）プラン

①補助の対象となる宿泊・日帰りプランについて

●対象となるプランは、「日本中から大阪いらっしやいキャンペーン2022 宿泊事業者向け募集要項兼利用規約」の「5 本キャンペーンの対象となる宿泊・日帰りプラン」に記載のとおり。補足等については、下記のとおりです。内容をご確認のうえ、プラン作成をお願いします。

1. キャンペーン名の明記

- ・プラン名称に本キャンペーン名「日本中から大阪いらっしやい2022」を入れるとともに、利用者へ本キャンペーンの対象商品であることを分かりやすく明示すること。なお、既存予約を対象とする場合は、この限りではない。

2. 一人あたりの宿泊（利用）代金として設定できるプランであること

- ・旅行者が、割引前と割引後の宿泊（利用）代金を明確に認知できるようにすること

3. 一人一泊（一回）あたり最低宿泊（利用）代金以上のプランであること

4. 重複割引

- ・販売元が提供するポイントサービスや、株主優待券、企業の福利厚生割引券や本キャンペーン以外の国又は地方自治体及び互助組合等の補助金など、各種割引の利用が予め確認できる場合、その割引適用後の宿泊（利用）代金を本キャンペーンの対象基準金額とする

例：宿泊代金が25,000円の場合

- A市割引キャンペーン：10,000円以上の商品に対し、5,000円割引を利用

①A市の割引を適用



②いらっしやいキャンペーンを適用



5. 1旅行予約単位で7泊分までを対象とする。（利用回数の制限はなし）

(例) 令和4年10月11日（火）～17日（月）の7泊（対象）
+ 10月18日（火）追加の申し出があった場合、
10月18日（火）の予約は対象外

6. 風営法関連

- ・風俗営業法の許可を受けている施設をプランに利用することは不可とする。ただし主として観光客を対象に営業する施設であり、事務局による事前の承諾を受けている場合はその施設をプランに利用することができる

2.全国旅行支援 統一ルール

(3) 補助の対象となる宿泊（利用）プラン

7. 現金および現金と同等に扱われる金券、換金目的や換金性の高いものを含まない商品であること

●換金性の高いものとは次のとおり

- ・金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）
- ・収入印紙や切手

※ただし、金券類のうち、次の条件をすべてを満たすものに限っては、商品に含めることが可能です。

- ・金券の使途となる物品またはサービスが、券面に記録されたものである
ただし、宿泊施設の館内利用券に限り金額の明示は可能

※「館内利用券」については、次の条件を全て満たす必要があります。

- ①物品やサービスの価額が当該宿泊料金の水準を超えないこと
- ②旅行者自身が旅行期間中に使用すること
- ③宿泊施設内および宿泊施設の一部として同一敷地内で展開する店舗で利用する物品やサービスであること
- ④③に規定する店舗に限って使用可能であること

(例)

○宿泊施設館内利用可能な1,000円券

×宿泊施設に併設するショッピング内で利用可能な1,000円券

- ・記載されたその使途が具体的に特定されている、または限定された複数の使途の中から旅行者がひとつを選択して利用できるものであること

(例)

×プレミアム商品券

○A定食の夕食引換券 = 使途が特定されている

○5つの夕食セットメニューの中から1つを選択 = 限定された中から選択するもの

- ・記載されたその使途が、当該旅行目的地に相応であること
- ・その使用が当該商品の旅行期間内に目的地内でのみ利用できるものであること

(例)

×全国のコンビニで使用可能なドリンク引換券（有効期限なし）

○旅行目的地の空港内店舗で使用可能なドリンク引換券（復路便の利用日のみ有効）

8. 商品に含まれる物品やサービスの内容が当該目的地に相応であること

- ・商品に含む物品やサービスの内容は、当該商品の目的に沿っており、かつ目的地での消費に寄与している（目的地に関連している）必要がある

(例)

○酒蔵巡りツアーで地酒1本の土産付きのプラン

×大阪府の宿泊に北海道産毛ガニ付きのプラン

2.全国旅行支援 統一ルール

(3) 補助の対象となる宿泊（利用）プラン

9. 商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊（利用）料金の水準を超えない

- ・商品に含む物品やサービスの価額については、そのおおむね2倍を上限の目安とする

(例)

- 通常の宿泊（利用）料金4,500円のホテルにおいて、8,000円のマッサージ付きで12,500円で販売
- × 通常の宿泊（利用）料金2,500円の民宿において、10,000円の地場フルーツのお土産付きで12,500円で販売
- ※なお、1円でも超えたら対象外という線引きではなく、社会通念上の観点から総合的に判断する

10. 旅行者自身が宿泊（利用）期間中に購入または利用するものであること

- ・旅行商品に含む物品やサービスは、旅行期間中に旅行者が享受できるものが基本となるがその特性上、旅行の開始前からまたは宿泊の後においても旅行日程に付随するものは補助の対象にできる

(例)

- お部屋に地域特産の果物盛り合わせがサービスされるプラン
- ×後日自宅に地域特産の果物が宅配で届くプラン

11. ライセンスや資格の取得を目的としないこと

(例)

- ×運転・操縦免許取得費用を含む宿泊プラン
- ×ダイビングライセンス取得費用を含む宿泊プラン
- ダイビング体験付きの宿泊プラン
- 陶芸体験付きの宿泊プラン

12. 旅行開始後に発生する追加手配に伴う代金が含まれないこと

(例) 1泊朝食付き宿泊プランとして申し込み、滞在中に夕食を追加で注文した場合

○朝食代金を含めた宿泊代金は補助の対象

×現地で追加した夕食代は補助の対象外

※なお「商品に事前に含まれている物品・サービス」

「現地で追加した物品・サービス」どちらも合わせて宿泊施設のチェックアウト時に支払う場合であっても、補助金対象になるか否かの考え方は同一になります

2.全国旅行支援 統一ルール

(3) 補助の対象となる宿泊（利用）プラン

13. 利用者が現住所としている宿泊施設の利用でないこと

14. 利用者が公平に購入可能な販売方法を用いられた商品であること

15. 取引先等の関係者に優先販売される商品でないこと

16. 事務局が対象商品として適切でない判断するものは含まないこと

- 公費出張（修学旅行等を公費出張で引率する教員も含む）
- 配宿行為を伴う特定の大会への参加を目的とする場合は補助対象外
次の特定の大会では、配宿センターにより旅行者へ宿泊施設が割り当てられ、旅行者が任意の宿泊施設を選択することができません。旅行者への公平な旅行商品の提供ができないため、次に定める特定の大会の参加資格を有する選手、監督、コーチ、スタッフ等による、特定大会への出場およびその補佐を目的とした旅行は「旅行全体」が本事業の対象外となります。
この取扱いを求める特定の大会は次の9つのみです（2022年10月4日時点）。また、この規定は配宿行為を伴わない旅行（参加者の応援をするためのいわゆる応援団による旅行等）を制限するものではありません。

- 国民体育大会
- 全国障害者スポーツ大会
- 全国高等学校総合体育大会（インターハイ）
- 全国中学校体育大会（全中）
- 全国健康福祉祭（ねんりんピック）
- 全国植樹祭
- 全国育樹祭
- 全国豊かな海づくり大会（豊漁祭）
- 全国高等学校総合文化祭（高校総文祭）



● 本事業の対象外となる期間が含まれた旅行商品について

補助の対象外です。旅行期間において、対象期間内・対象期間外に相当する宿泊代金を区別して確定できない場合（包括料金等）は、全体として補助の対象外です。ただし、対象期間内・外における宿泊代金を区別して確定できる場合は、対象期間内に限って 補助の対象となります。

2.全国旅行支援 統一ルール

(3) 補助の対象となる宿泊（利用）プラン

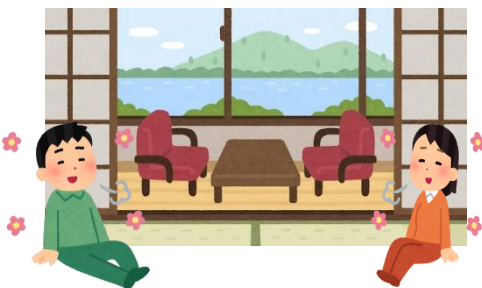
② 宿泊施設が提供する日帰りプランの留意点について

● 日帰りプラン 1 回あたりの利用代金に対して最大5,000円の割引

<対象プラン>

- ・ 客室の時間貸しのみのプランや食事のみのプランは不可
- ・ 客室の時間貸しと昼食を組み合わせる等した複合手配のプランは対象

例：日帰り対象プランにおける組み合わせ例



客室の時間貸し



館内温泉入浴券



館内温泉入浴券



食事・飲み物

(対象となる物品・サービス)

物品・サービス	追加可否
食事・飲み物	○
お弁当	○
お土産	○
観光・入場	○
体験型アクティビティ (ダイビング、サーフィン、そば打ち、果物狩り等)	○

物品・サービス	追加可否
自家用車	×
金券類等	×
旅行者の手配による運送サービスや 現地アクティビティ等	×
お布施や賽銭等実質的な 喜捨金（寄附）に該当するもの	×

※1 条件を満たした場合一部対象（P11参照）

※2 拝観料に限り対象

2.全国旅行支援 統一ルール

(3) 補助の対象となる宿泊（利用）プラン

③宿泊施設に準ずる施設が提供する宿泊サービスについて

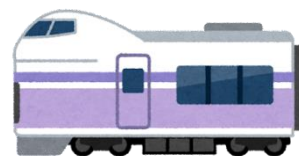
<宿泊施設に準ずる施設>

(施設要件)

- ・枕、毛布その他の寝具が提供される（※）
- ・ベッドと同視できるフルフラットの睡眠スペースが提供される（※）
※雑魚寝など占有スペースが確保されないもの、座席をリクライニングしただけのものは上記に含まれません。
- ・概ね午後9時から午前3時までの間に運航している便
出発時刻または到着時刻が上記時間帯に含まれている便を指します。

(対象施設)

- ・夜行フェリー、クルーズ船、寝台列車 等



(対象プラン)

- ・一乗船で発片道50km以上（乗船地と下船地の直線距離）の利用

→上記の場合、宿泊＋交通付き商品として、上限8,000円の割引を適用

※片道50km未満の場合、宿泊商品として、上限5,000円の割引を適用

<クーポンの取扱いについて>

- クーポンの配付は発地先又は寄港地で行う（キャンペーンの対象は着地先）

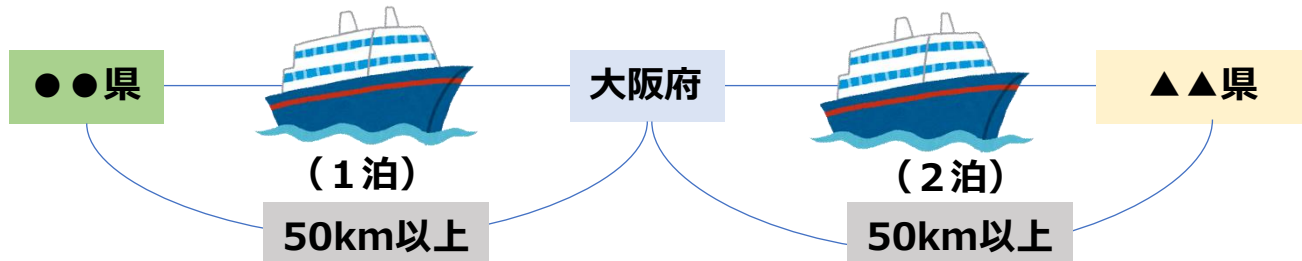
例1：1泊2日のプランの場合（発地：●●県 着地：大阪府）



クーポン配付：1泊分を●●県で大阪府のクーポンを配付

キャンペーン対象：1泊分を大阪府で対象

例2：3泊4日のプランの場合（発地：●●県 寄港地：大阪府 着地：▲▲県）



クーポン配付：1泊分を●●県で大阪府のクーポンを配付

2泊分を●●県or大阪府で▲▲県のクーポンを配付

キャンペーン対象：1泊分を大阪府で対象、2泊分を▲▲県で対象

※すべての「下船地・寄港地の港」の都道府県にて「宿泊施設」に登録されている必要があります。

2.全国旅行支援 統一ルール

(4) 不正利用の禁止・その他注意事項

①不正利用の禁止

「日本中から大阪いっしょいキャンペーン2022 宿泊事業者向け募集要項兼利用規約」の「9 不正利用等」に記載のとおり。補足については、下記のとおり。

(1)(2) は、要項のとおり。

(3) 利用実態と異なった内容又は利用実態のない実績報告を行うこと。

★実態のない（確定されていない）宿泊予約についての補助金申請不正行為

・「ノーショー」や「宿泊の取消し」で実際の参加がなかった場合

⇒宿泊（利用）代金全額を収受していたとしても、当該宿泊（利用）へ実際の参加がない場合は補助の対象外です。取消された宿泊（利用）に対しては、補助金の申請はできません。

この場合は、通常通り各宿泊事業者の約款等に沿って取扱いをお願いします。

・旅行内容の変更が生じた場合

⇒旅行契約（旅行日程）の短縮が行われ、参加できなかった日程に対して適正な精算が行われた場合において、精算後の旅行が依然補助の対象となる場合は申請が可能ですので、変更後の宿泊代金に対して販売補助額を再計算のうえ申請してください。

・宿泊（利用）内容や宿泊日、宿泊者が確定しない「宿泊の権利」のみが販売された場合

⇒宿泊の権利のみが提供される「旅行クーポン券」、「ふるさと納税返礼品」、「クラウドファンディングリターン」等は補助の対象外です。

（旅行実態（旅行者、旅行日）が確定されていない為。）

・旅行者が日程の一部を権利放棄することを前提とした旅行商品が販売された場合

⇒旅行者が宿泊施設を予約したものの実際には宿泊施設に宿泊しないことや、旅行において定められた行程の全部または一部を意図的に参加しないような行為のほう助や教唆等はありません。例えば、「実際の宿泊施設にはチェックインせず、他の場所に宿泊することを目的とした旅行」や「往復の運送サービスを割引くことを目的として、運送サービスに廉価な宿泊施設を組み合わせる宿泊を放棄することを前提とした旅行」等は補助の対象外です。

・架空予約など、宿泊（利用）や施設の予約が捏造された場合

⇒実態のない宿泊（利用）や施設を申請することはできません。参加人数を水増しして報告し、架空の参加者への補助を受けるような行為はできません。

(4) ～ (7) は、要項のとおり。

2.全国旅行支援 統一ルール

(4) 不正利用の禁止・その他注意事項

②その他注意事項

「日本中から大阪いらっしやいキャンペーン2022 宿泊事業者向け募集要項兼利用規約」の「10 その他」に記載のとおり。補足等については、下記のとおりです。

(1) は、要項のとおり。

(2) 宿泊施設の情報（宿泊施設名、所在地、電話番号等）は、本キャンペーンサイトへ掲載する。また、本キャンペーンに参画する旅行事業者（OTA含む）が参画宿泊施設を利用した宿泊プランを造成するため、当該情報を、統一窓口（※）及び旅行事業者等へ提供する。

(3) (4) は、要項のとおり。

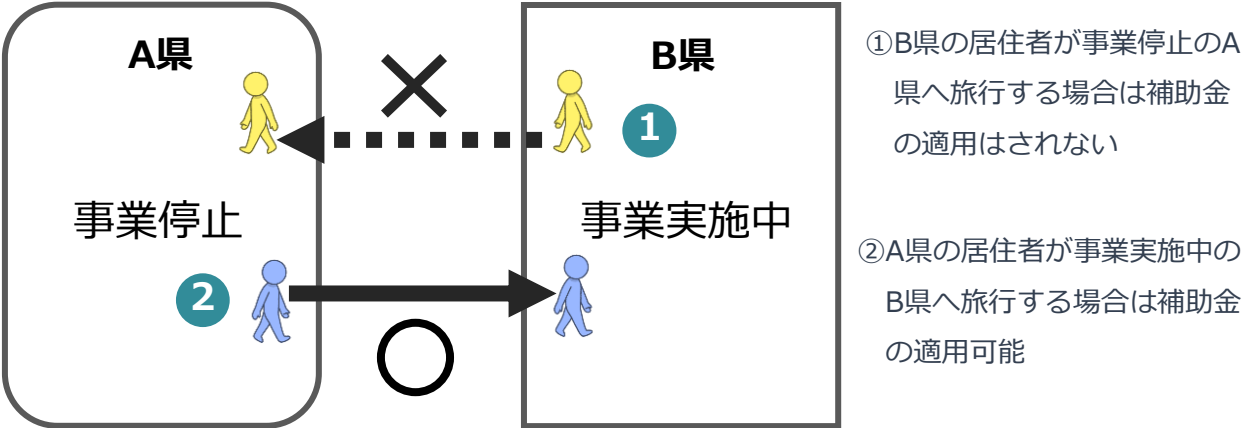
2.全国旅行支援 統一ルール

(5) 事業停止中の都道府県から出発する旅行の取扱いについて

- 感染状況等により事業が停止された**都道府県の全部または一部の区域からの旅行者**は下記に該当するかを確認の上、取扱いしてください。
 - ・ OTAの予約などにおいて、**当日利用者が事業停止中の都道府県民**であることが発覚した場合、**利用者へ「補助対象外」であることを伝え、クーポンの配付を行わない**ようにして下さい。
(発覚次第、速やかにOTA事業者へ情報を共有して下さい)

【例】A県にて事業が停止される場合

ア) 感染状況等を考慮した上で、**A県（知事）の判断**で事業停止する場合



イ) A県の一部区域が**緊急事態宣言措置区域**または**まん延防止等重点措置区域**となる場合



ウ) 国がA県の感染状況が相当程度悪化していると判断した場合 (ア) の場合でも、(イ) の場合でも双方への旅行において補助金の適用はされません

※事業を停止した都道府県の情報は各都道府県ウェブサイト等にて確認してください

2.全国旅行支援 統一ルール

(6) 日ごとの最低宿泊代金、地域クーポン付与額

○ 平日…最低宿泊代金：5,000円、地域クーポン付与額：3,000円

○ 休日…最低宿泊代金：2,000円、地域クーポン付与額：1,000円

※いずれも、宿泊 1人 1泊あたり

○ 宿泊付きプランについては、宿泊日とその翌日がともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。

【宿泊付きプランの場合（交通付き含む）】

10月				11月				12月			
	17(月)	平日		1(火)	平日	17(木)	平日	1(木)	平日	17(土)	休日
	18(火)	平日		2(水)	平日	18(金)	平日	2(金)	平日	18(日)	平日
	19(水)	平日		3(木)	平日	19(土)	休日	3(土)	休日	19(月)	平日
	20(木)	平日		4(金)	平日	20(日)	平日	4(日)	平日	20(火)	平日
	21(金)	平日		5(土)	休日	21(月)	平日	5(月)	平日		
	22(土)	休日		6(日)	平日	22(火)	平日	6(火)	平日		
	23(日)	平日		7(月)	平日	23(水)	平日	7(水)	平日		
	24(月)	平日		8(火)	平日	24(木)	平日	8(木)	平日		
	25(火)	平日		9(水)	平日	25(金)	平日	9(金)	平日		
	26(水)	平日		10(木)	平日	26(土)	休日	10(土)	休日		
11(火)	平日	27(木)	平日	11(金)	平日	27(日)	平日	11(日)	平日		
12(水)	平日	28(金)	平日	12(土)	休日	28(月)	平日	12(月)	平日		
13(木)	平日	29(土)	休日	13(日)	平日	29(火)	平日	13(火)	平日		
14(金)	平日	30(日)	平日	14(月)	平日	30(水)	平日	14(水)	平日		
15(土)	休日	31(月)	平日	15(火)	平日			15(木)	平日		
16(日)	平日			16(水)	平日			16(金)	平日		

2.全国旅行支援 統一ルール

(6) 日ごとの最低宿泊代金、地域クーポン付与額

○ 平日…最低宿泊代金：5,000円、地域クーポン付与額：3,000円

○ 休日…最低宿泊代金：2,000円、地域クーポン付与額：1,000円

※いずれも、日帰り 1人 1 回あたり

○ 日帰りプランについては、

土曜・日曜・祝日を「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。

【日帰りプランの場合】

10月				11月				12月			
	17(月)	平日		1(火)	平日	17(木)	平日	1(木)	平日	17(土)	休日
	18(火)	平日		2(水)	平日	18(金)	平日	2(金)	平日	18(日)	休日
	19(水)	平日		3(木)	休日	19(土)	休日	3(土)	休日	19(月)	平日
	20(木)	平日		4(金)	平日	20(日)	休日	4(日)	休日	20(火)	平日
	21(金)	平日		5(土)	休日	21(月)	平日	5(月)	平日		
	22(土)	休日		6(日)	休日	22(火)	平日	6(火)	平日		
	23(日)	休日		7(月)	平日	23(水)	休日	7(水)	平日		
	24(月)	平日		8(火)	平日	24(木)	平日	8(木)	平日		
	25(火)	平日		9(水)	平日	25(金)	平日	9(金)	平日		
	26(水)	平日		10(木)	平日	26(土)	休日	10(土)	休日		
11(火)	平日	27(木)	平日	11(金)	平日	27(日)	休日	11(日)	休日		
12(水)	平日	28(金)	平日	12(土)	休日	28(月)	平日	12(月)	平日		
13(木)	平日	29(土)	休日	13(日)	休日	29(火)	平日	13(火)	平日		
14(金)	平日	30(日)	休日	14(月)	平日	30(水)	平日	14(水)	平日		
15(土)	休日	31(月)	平日	15(火)	平日			15(木)	平日		
16(日)	休日			16(水)	平日			16(金)	平日		

3. 業務フロー

(1) スターターキット（事務局からの案内物）

事業者登録完了後、キャンペーン事務局から下記内容について案内があります。

①regionPAY 管理画面へのアクセス用 I D/PW（パスワード）

加盟登録時に、店舗ごとに付与されます。

②宿泊事業者用マニュアル （本マニュアル）



③旅行・宿泊事業者用 別冊マニュアル



④regionPAY操作マニュアル



②③④についてはregionPAY管理画面から
ダウンロードをお願いします